

議事要旨(4) 実務対応報告公開草案「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者側の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」について

五反田屋専門研究員より、審議資料「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者側の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」の文案に基づき、会社法対応専門委員会における検討状況についての説明が行われた。なお、標題の実務対応報告(案)は、第97回企業会計基準委員会(平成18年1月24日開催予定)での公表議決を予定している。

当実務対応報告(案)は、有限責任事業組合契約に関する法律(平成17年法律第40号)による有限責任事業組合(以下、「LLP」)及び会社法(平成17年法律第86号)で規定された合同会社(以下「LLC」)に対する出資について「金融商品に係る会計基準」や「連結財務諸表原則」に基づく会計処理が行われる場合の実務上の取扱いを定めるものである。当実務対応報告(案)の概要及び、これに対する主な質疑は以下である。

LLP への出資者側の会計処理

- 個別財務諸表上は、民法上の組合等への出資に準じ、有限責任事業組合の財産の持分相当額を出資金として計上し、LLPの営業による損益の持分相当額を出資者は当期の損益とする。ただし、契約内容の実態・経営者の意図を考慮して比例連結的な会計処理を行うことも認められる。

これに関する質疑として、例えば持分比率の変動があった場合の仕訳の質問があり、民法上の組合への出資で持分比率の変動があった場合の現行の会計処理に準じて会計処理されると回答された。

- 連結財務諸表上は、民法上の組合等と同様に、子会社又は関連会社に該当するか否かを、支配力基準又は影響力基準によって判断する。共同支配企業に該当する場合には、持分法に準じる処理方法による。なお、有限責任事業組合では、組合員が1人の組成は認められず、原則として総組合員の同意により財務・営業・事業の方針が決定され、複数の連結会社が同じ有限責任事業組合に出資する場合等を除き、ある出資者の子会社に該当しないことが多いと考えられる。

これに関する質疑として、当実務対応報告(案)の会計処理は、総組合員の同意を前提としているが、LLPが業務執行組合員を決める場合はないのかの質問があり、LLPは業務執行組合員を認めていない旨が回答された。

LLC への出資者側の会計処理

- 個別財務諸表上は、有限会社への出資に準じ、出資金として取得原価をもって貸借対照表価額とし、また減損処理の対象となる。なお、LLCは内部自治が徹底

している場合、組合的出資の色彩が強いため LLP と同様の会計処理とすべきとの考え方もあったが、法的性質は組合よりも株式会社に近いことを考慮し上記の会計処理を採ることとした。

- 連結財務諸表上は、子会社又は関連会社に該当するか否かを支配力基準又は影響力基準によって判定する。共同支配企業に該当する場合には、持分法に準じる処理方法による。なお、LLC では、業務は社員の過半数をもって決定するとされているものの、定款による別段の定めも可能であり、特定の社員により決定がなされる場合には、出資比率によらず、当該出資者が合同会社を支配しているものと考えられる。

上記なお書きに関連して、損益分配比率と出資比率が同じでない場合もあり得るが、その場合子会社の範囲に含まれるか否か、どのように判断するのかとの質問があった。これについては、現行の連結実務とかわりなく支配の実態を考慮して支配力基準によることとなる旨が回答された。

適用時期

LLP については、公表日後終了する中間連結会計期間及び中間会計期間、連結会計年度及び事業年度から適用する。LLC については、会社法施行日後終了する中間連結会計期間及び中間会計期間、連結会計年度及び事業年度から適用する。

以 上